

継続企業・後発事象の調査研究の位置づけ、検討—ASBJ

去る4月22日、企業会計基準委員会が、第524回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議内容は以下のとおり。継続企業および後発事象に関する調査研究

第522回親委員会（2024年4月10日号（No.1707））

情報ダイジェスト参照）に引き続き、JICPAの実務指針等のASBJへの移管に伴う、「継続企業及び後発事象に関する調査研究」について、審議が行われた。

本調査研究の位置づけを明確にすべきとの意見に対し、実務指針等の移管の実行可能性に関する分析をまず示し、仮に移管が実行可能であれば、過去の審議状況や国際動向を基準開発の範囲に含めるかに関する分析を記載する形の修正案が示された。委員からは異論は聞かれず、公表に向けて次回最終版が示される方向。

金融資産の減損

第216回金融商品専門委員会（2024年5月1日号（No.1709））情報ダイジェスト参

照）に引き続き、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）採用金融機関における次の論点について検討が行われた。

(1) 貸付金に関連する手数料の取扱い

債権における予想信用損失の算定および償却原価の算定で、実効金利に代わり約定金利を用いるオプションにおいて、貸付金に関連する手数料は金利と切り離したうえで、収益認識会計基準に準じて会計処理するとの提案に関して意見が聞かれており、事務局から、次の再提案が示された。

・金融商品会計基準等において、手数料の性質に基づき、履行義務の充足パターンに沿って収益を認識することを会計基準で定めつつ、次の内容に対応する手数料と収益認識時期を、例示として結論の背景に記載する。

① 契約締結に係る諸業務一時点で収益認識。

② 一定期間にわたり提供される役務、貸付金の金利水準の調整→契約期間等により収益認識。履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益認識できると考えられる旨を結論の背景に記載する。

委員からは、賛意が聞かれた。満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類される債券の取扱い

ステップ4において、次のような事務局案が示された。① 償却原価の償却方法 定額法を適用するオプションを設ける。

② 予想信用損失モデルの測定 予想信用損失モデルの適用対象としつつ、予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載する。

*

委員から、事務局案に賛成意見が聞かれたが、「債券を予想信用損失モデルの対象とするかは、分類・測定の見解も踏まえて検討を」との意見も聞かれた。

① 契約締結に係る諸業務一時点で収益認識。

経理用語の豆知識

企業の意思決定機関を支配していない会社

他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、財務上または営業上もしくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合、当該他の企業は子会社に該当しないものとしている。

その例として、①複数の企業が、それぞれ他の企業を支配していることにはならない。関連会社に該当することはあり得る。②他の会社に対し共同で出資を行っている合併会社の場合でも、共同支配企業の形成による処理方法が適用され、その後も共同で支配されている実態にある場合には、当該他の会社はそれぞれの会社の関連会社として取り扱われる。③ベンチャーキャピタル等の投資企業が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として他の企業の株式や出資を有している場合においても、売却等により議決権を所有しない合理的な計画がある等の要件を満たす場合は、子会社に該当しない。

バーチャルスピンの現物配当

令和5年度税制改正において、いわゆるバーチャルスピンの税制(完全子会社株式について一部の持分を残す株式分配のうち、当該一部の持分が当該完全子会社の発行済株式総数の20%未満となる株式分配について、他の一定の要件を満たす場合には、完全子会社株式のすべてを分配する場合と同様に、課税の対象外とされる特例措置)が設けられた。

これを受けて、事業を分離・独立させる手段であるスピンオフについて、会計処理が定められた。

現物配当を行う場合、配当の効力発生日における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発生日に属する期の損益として計上し、配当財産の時価をもって、その他資本剰余金またはその他利益剰余金を減額することが原則であるが、保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当し子会社株式に該当しなくなった場合には、配当財産の適正な帳簿価額をもって会計処理する。

会(2024年5月1日号(No.1709))情報ダイジェスト参照)に引き続き、ユーロ円TIBORの公表停止について、議事概要にて、実務対応報告40号における金利指標置換後の取扱いおよび注記事項に対して適用時期の延長などの追加的な対応は行わない旨を明示する案が示され、異論は聞かれなかった。

リース会計基準の開発
第147回リース会計専門委員会(2024年5月1日号(No.1709))情報ダイジェスト参照)に引き続き、貸手のオペレーティング・リースの代替的な取扱い等について、審議が行われた。リースを構成する部分としな

い部分の区分において、移転の時期およびパターンが同一である場合、両部分を単一の構成要素とする代替的な取扱いを提案していたところ、「移転の時期およびパターン」が何を指すか不明確といった意見が聞かれていた。

金融

利上げ継続につながる円安リスク

総務省は4月19日、3月の消費者物価指数(CPI)を公表した。それによると、総合指数では前年同月比2.7%の上昇、生鮮食品を除く総合指数(コア指数)と生鮮食品およびエネルギーを除く総合指数(コアコア指数)はそれぞれ、前年同月比2.6%、2.9%の上昇だった。2月の総合指数が前年同月比2.8%だった点からは、それほど変化がないようにみえる。しかし、円安による輸入品価格

の上昇が国内物価に影響をもたらしていることなどから、今年の2月以降、いずれの指数も前年同月比2%超で高止まりしているため、低下よりも上昇リスクをみたほうがよさそうだ。また19日に、日銀の植田総裁は米ワシントンDCにおいて、「基調的な物価の上昇が続けば、金利を引き上げる可能性が非常に高くなる」と発言し、その他国債購入額の削減など、今後の金融政策の方向性について

会計・監査・開示
来し方行く末
上場企業に対する規制等②-6
金融商品取引法(開示規制)(4)
市川 育義
公認会計士

今回は、財務諸表の作成プロセスを対象とした、財務報告に係る内部統制に関する「内部統制報告書」である。

(1) 制度化の経緯

資本市場における開示内容の信頼性を揺るがす事件が、国内、海外ともに後を絶たないなかで、米国は、2001年のエンロン事件等を契機として、2002年に企業改革法(サーベンス・オクスリー法)を制定した。これにより米国SEC登録企業の経営者は、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書の作成が義務づけられ、さらに、これについて公認会計士等による監査を受けることとされた。

日本においても、2007年に施行された金融商品取引法において、上場企業を対象に、財務報告に係る内部統制の経営者による評価と公認会計士等による監査が義務づけられることとなった。この結果、2008年から日本の上場企業は、「有価証券報告書」とともに、その作成プロセスの有効性に関する経営者の評価結果を開示する「内部統制報告書」の提出が必要となった。

(2) 有効性の評価結果の表明

「有価証券報告書」と「内部統制報告書」は実務上同時に提出されるが、最終的に「有価証券報告書」の記載内容は適正であるとしても、たとえば、重要な虚偽記載の発見が遅れたまたは防止できなかったといった内部統制の不備が、事業年度の末日までに是正されなかった場合には、「内部統制報告書」において、財務報告に係る内部統制は有効でないとの評価結果が表明されることとなる。

(3) 改正事項

このような従来の内部統制報告制度は昨年改訂され、2024年4月1日以後開始する事業年度から、改訂後の内部統制報告制度がスタートした。内部統制報告制度は、実施から15年以上経過したため、その対象となる開示情報の充実(たとえば、ESG情報)や国際的

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年4月16日	内閣府令53号 金融商品取引業等に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	金融庁	親子法人等が発行する有価証券の主幹事就任規制について、その適用除外の対象となる有価証券の範囲に受益証券発行信託の受益証券を追加するとともに、金融商品取引業者がその親子法人等が発行する有価証券の引受けの主幹事会社となる場合における有価証券届出書の様式等について所要の改正を行うもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240416/20240416.html	—
2024年4月18日	中小事務所等施策調査会研究報告3号 「会社法計算書類等に関する表示のチェックリスト」の改正	JICPA	監査事務所が、会社法に基づく計算書類およびその附属明細書の監査ならびに連結計算書類の監査において、その表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたもの。今回の改正から計算書類等の作成者も利用できるよう一般公表された。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240418cda.html	—
2024年4月18日	中小事務所等施策調査会研究報告4号 「有価証券報告書に関する表示のチェックリスト」の改正	JICPA	監査事務所が、金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類の監査において、有報に含まれる連結財務諸表および財務諸表に関する表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたもの。今回の改正から財務諸表等の作成者も利用できるよう一般公表された。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240418cev.html	—
2024年4月22日	「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正(公開草案)	監査役協会・JICPA	監査役等と監査人がそれぞれの職責を果たすうえでの相互連携のあり方を示すことにより、両者の連携の強化と、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を目的として取りまとめるもの。前回(2021年4月)の改正以降の2022年7月改正の倫理規則や四半期開示制度の見直しなどを反映している。コメント期限は5月22日。 https://www.kansa.or.jp/news/post-10570/	—

て述べた。ただ、日銀は過去30年間に於いて持続的な利上げを行っていないことから、追加利上げは「チャレンジングだ」とし、引締め政策による経済への影響を見極める難しさも示した。

2024年3月に日銀がマイナス金利を含む異次元緩和策を解除したことは、金融政策が新たなステージに入ったことを意味する。日銀は、賃金上昇を含む物価の基調的な上昇を慎重に見極めつつ、金融政策の方向性を決定していく方針である。

また、最近の円安傾向が招くさらなる輸入インフレが、CPIに与える影響も検証していく必要がある。植田総裁は、日本の金融政策の教訓として、「物価が上がらないという期待が定着すると、経済はその均衡から抜け出すのが難しくなる」と指摘すると同時に、「名目金利がゼロになることで生じる制約に注意しなければならぬ」とも言及した。少なくとも目先は、急激な円安進行が、円安是正とインフレ抑制を狙った金融引締めへと動く根拠を日銀に与えることは確実と考えられる。

証券

4月株安の原因は半導体関連株の調整

4月19日、時差によって主要国市場で最も早く開く日本市場で日経平均は3年2カ月振りに下げ幅が1,000円を超える約2・7%の下落を記録した。前日の米市場で半導体関連企業の株価下落が目立ち、日本市場もそれに準じたうえに、イスラエル・イランの対立が空爆合戦となつて地政学リスクが現実化したためと受け止められた。

4月株安は悪性ではなく、過熱株価が調整を必要としたためだと考えられる。ただ、調整とはいえアメリカの動向に追随することの多い日本市場では、半導体関連企業の株価立ち直りに少し時間を要するかもしれない。また、日本市場の場合、日本銀行の金融政策のかじ取りと為替相場の方向を予想することがはなはだ困難な状況にあり、次の株安を招く懸念も否定できない。

結局、4月第3週末の世界同時株安は、半導体産業の今後の展望をめぐって、見方が分かれたことの表れといえるようだ。年初から主要国株価はほとん

どの市場で順調に上昇してきたが、それをリードしてきたのは、半導体産業であった。特に先頭を走る日米の半導体関連企業の株価上昇は顕著だったが、4月に入ってから両国ではそうした株価に対する過熱感が生じてきたようだ。そのため、ある有力半導体企業の増益見通しの幅が前回より若干縮小したとして、株価が急落するのだ。